

【 検 査 】

２８９ 疑い傷病名に対する細菌薬剤感受性検査の算定について

《令和６年９月３０日》

○ 取扱い

疑い傷病名に対するD019 細菌薬剤感受性検査「１」１菌種、「２」２菌種又は「３」３菌種以上の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

細菌薬剤感受性検査は、起因菌が分離同定された時点で、感染症治療に対する適切な抗菌薬の選択や投与量の決定、有効性を判断する目的で実施する検査である。

疑い傷病名の場合は、起因菌が特定されていないことから、菌が検出できていないと判断され、本検査の対象とはならない。

以上のことから、疑い傷病名に対するD019 細菌薬剤感受性検査「１」１菌種、「２」２菌種又は「３」３菌種以上の算定は、原則として認められないと判断した。